

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和５年１２月２６日付け公スタ第３１４－１号で行った公文書開示決定及び同日付け公スタ第３１４－２号で行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、文書の特定が不十分であり、また、開示しない情報及びその理由の提示に不備があることからこれを取り消し、改めて対象文書を特定し直した上で、開示しない情報及びその理由を精査し、開示請求に対する処分をすべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

[illegible]

さらに、審査請求人は本件開示請求に添付した別紙に「１　令和５年６月８日に行われたとされる、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による係る水着撮影会に関する申し入れについて、県職員が取得した当該申し入れをいう公文書、係る申し入れ行為の応対に関し県職員が作成したメモその他の応対内容を把握しうるもの及び当該申し入れを受け又はこれに先立ち公益財団法人埼玉県公園緑地協会（以下「本件指定管理者」という。）その他の関

係団体に対し発出し若しくは同団体から受領したもの（電子メールを含む。）をいう公文書。ただし、係る関係団体とのやり取りが電話であり、その通話内容を記録した文書があるときは、これを含むものとする。」、「2 同月11日に本件指定管理者から本件6催事の中止又は延期に関して事情を聴取した際の電話、電子メール、面会その他のやり取りに関する公文書。」、「3 同日に行われたとされる、本件6催事に関する本件指定管理者に対しての行政指導についての公文書。」と記述している。

- (2) これに対して実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、4件の文書（別表の文書①から文書④までの文書。以下「本件文書」という。）を特定し、令和5年12月26日付けで文書①については公文書開示決定を行い、また文書②から文書④までについては条例第10条第1号又は条例第10条第2号に該当するとして、公文書部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和6年3月29日付けで、実施機関に対し、本件処分に対して取消しの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和6年9月12日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、処分庁からの弁明書及び審査請求人からの反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和6年11月22日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

原処分のうち、公文書を対象として特定した部分並びに一部を不開示とした部分を取り消し、対象となる公文書を改めて特定の上、電子メールアドレスのうち、ドメイン以外の部分及び公務員でない者の氏名又は特定の個人を識別することができる情報のうち、その氏名等が法人登記されていないものを除き、全部を開示するとの裁決を求める。また、原処分が不開示とした特定の法人に関する情報及び特定の法

人を識別することができる情報のうち、催事名と推定されるものについてはインターネットで告知されていることが明らかであり、相当な蓋然性をもって当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることについて、具体的な疎明が必要である。

(2) 対象文書の特定について

本件開示請求が対象とした電子メールのうち、本件指定管理者その他の関係団体に対して発出し若しくは同団体から受領したものについては、一切含まれておらず、対象公文書の特定が不当である。仮に埼玉県文書管理規則に定める保存期間を満了した等により当該電子メールが廃棄されていたとしても、不存在を理由として不開示決定をすべきであり、原処分は条例第14条第2項に違反することから取り消されるべきである。

また、審査請求人が別途本件指定管理者から開示を受けた文書によれば、当該文書を受けて本件指定管理者その他の関係団体に対し発出し、若しくは同団体から受領したものとして、少なくとも複数の電子メールがやり取りされており、これが原処分において特定されていないこと、及び係る弁明に鑑みれば、上述の趣旨を極めて限定的に解釈し、不当な特定を前提として原処分を行ったものと言わざるを得ない。

(3) 電子メールアドレスのドメイン部分について

原処分は、非公開の電子メールアドレスを不開示としたが、電子メールアドレスのうち、サブドメイン部分以外は一般に公開されているものであるから、当該ドメイン名の部分は、基本的に条例第10条1号イに当たるものというべきである。

また、原処分が不開示とした県職員以外の氏名及び特定の個人を識別することができる情報のうち、当該個人の氏名または情報が法人のいわゆる役員のものである場合には、法令の規定により登記されているから、条例第10条1号イに当たるものというべきである。

さらに、知事部局の公表している情報によれば、本件指定管理者には埼玉県から役員を2名、職員を20名派遣しているから、当該個人がこれらの派遣された者で

ないこと、かつ、条例第10条1号ハに当たらないことの疎明がなされなければならないものというべきである。

係る弁明によれば、本件審査請求書第2第3項第1号のとおり、サブドメインを除くドメイン名が公開されている時点において、既に個人のメールアドレス宛に大量のメールが送信され業務に支障を来している状態になっていなければならない、また、仮にそうであれば、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」とは到底言えない。

また、ユーザー名の部分は、一意に定められたランダムな文字列が割り当てられている場合を除き、氏名をローマ字表記したものが一般的に含まれ、又はそれにより構成されているから、「特定の個人を識別することができるもの」というべきである。

また、開示された2023年6月8日17時45分15秒付けの電子メールによれば、知事又は知事室職員によるものと推定される返信においては、差出人の部分が全て不開示となっており、このうち、メールアドレス部分に関しては第3のとおりとして、残余の部分が公務員等、法人の役員又は県派遣職員の氏名でないことは疎明されていない。

(4) 催事名等の法人不利益性について

原処分が不開示とした特定の法人に関する情報及び特定の法人を識別することができる情報のうち、催事名と推定されるものについては、開示された公文書を徴する限りにおいて、インターネット上で告知されていることが明らかであり、その他の法令の規定による登記事項であれば、相当な蓋然性をもって当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることについて、具体的な疎明が必要であるというべきであり、これを欠く原処分は不当である。

「当該催事主催者の過去に開催した催事に係る許可条件違反の状況、県内部での報告に関する情報、外部からの評価が、催事名の開示により公となる」と主張する弁明は、仮にそうであれば、本件水着撮影会はインターネット上で催事名が告知され、個々の催事名は伏せられているけれども中止等となった報道もあり、これらを

踏まえ催事名を推測し得る状況となっていることに鑑みれば、現に当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害されているということになり、公にすることにより、その侵害が生ずるとは言えないから、そもそも論理が破綻しているというべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象文書の特定について

審査請求人が公文書開示請求書別紙に記載した請求内容１については、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による係る水着撮影会に関する申し入れについて」と前置きした上で、「当該申し入れを受け又はこれに先立ち公益財団法人埼玉県公園緑地協会その他の関係団体に対し発出し若しくは同団体から受領したもの」となっているため、原部分開示決定のとおり対象文書を特定したものである。

また、公文書開示請求書別紙の請求内容 2、3 についても本件処分で開示した文書以外に該当する文書は保有していない。

(2) 電子メールアドレスのドメイン部分について

個人のメールアドレスが開示され、インターネット上で拡散された場合には、個人のアドレスに大量のメールが送信され業務に支障をきたすおそれがある。仮に、請求人の主張のとおり、メールアドレスのドメイン名のうち、サブドメイン以外の部分を開示した場合、当該部分のみをもっても、職員個人のアドレスを容易に特定することができてしまう可能性がある。また、メールアドレス情報をドメイン名部分、ユーザー名部分と細分化して開示請求を行い、部分開示された情報を繋ぎ合わせれば、メールアドレスが判明されてしまうおそれがある。

メールアドレスを細分化して部分開示することはできず、そのすべてを不開示とする処分は妥当である。

審査請求人は当該個人情報に法人の役員や県派遣職員でないことの疎明がなされなければならないと主張するが、いずれの対象文書にも、法人の役員や県派遣職員の氏名は含まれていない。

(3) 催事名等の法人不利益性について

仮に請求人の主張するように、開示された公文書やインターネット上の情報から催事名が明らかにされる場合であっても、当該催事主催者の過去に開催した催事に係る許可条件違反の状況、県内部での報告に関する情報、外部からの評価が公にされれば、催事を主催した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号の規定によって不開示とした処分は正当である。

5 審査会の判断

(1) 対象文書の特定について

ア 実施機関の説明によれば、本件開示請求書の別紙に記載の「当該申し入れを受け又はこれに先立ち」という文言は、「当該申し入れ」に係っているものと解釈したものであり、当該申し入れに係り県と本件指定管理者間のやり取りを記録した公文書は存在せず、対象文書は当該申し入れがあった旨を知事に報告したメールにとどまり、実施機関は、本件処分を行うに当たり、本件開示請求の内容について審査請求人とは特に公文書の特定に向けた確認を行っていない。

イ 本件開示請求書の別紙に記載された「当該申し入れを受け又はこれに先立ち」という文言のうち、「これに先立ち」とある表現については、実施機関が依拠する「当該申し入れ」に係り県と本件指定管理者間で行われたやり取りに限定した解釈以外にも、当該申し入れに先立って行われた県と本件指定管理者間の「水着撮影会」に係るやり取りと解釈することも一般的に可能である。

このように複数の解釈が成り立つ場合に趣旨の確認や補正の求めを行わないまま開示請求に対する処分を行うことは適切ではなく、開示請求の趣旨をよく確認して慎重に文書を特定すべきである。

実施機関の説明によれば、本件処分をするに当たり、本件開示請求の内容について審査請求人とは特に公文書の特定に向けた確認を行っていないということであるから、本件処分における対象文書の特定は不十分であり、妥当ではない。

ウ 以上のことから、実施機関は審査請求人が求める「本件指定管理者その他の関係団体に対して発出し、若しくはこれらの団体から受領した公文書」を検索し、改めて対象文書を特定し直した上で、開示請求に対する処分をすべきである。

(2) 電子メールアドレスの不開示理由について

ア 当審査会が本件文書をインカメラ審理により見分したところ、本件処分に係る不開示情報とされた電子メールアドレスは、文書③ 1 枚目本文 1 行目の差出人欄にある公園スタジアム課の電子メールアドレス（以下「アドレス A」という。）及び 3 枚目本文 1 行目の差出人欄にある電子メールアドレス（以下「アドレス B」という。）、並びに 3 枚目本文 4 行目の公園スタジアム課の電子メールアドレス（以下「アドレス C」という。）である。

イ 審査請求人は各電子メールアドレスのうち、サブドメイン部分以外は一般に公開されているものであるから、当該ドメイン名の部分は、基本的に条例第 10 条 1 号イに当たると主張するが、およそ電子メールアドレスは、ローカル部分とドメイン部分の間に「@」を加えた全体が 1 つの機能を持つ情報であり、一体的な情報と考えて不開示とすることが妥当であることから、当該各電子メールアドレス全体を不開示とする実施機関の判断に誤りはない。

ウ なお、当審査会が本件文書をインカメラ審理により見分したところ、アドレス B は、埼玉県知事が業務で使用する電子メールアドレスであり、当該電子メールアドレスに冠された表示名を含めて不開示とされていることが認められた。

アドレス B は埼玉県知事が使用する業務用電子メールアドレスであることから、条例第 10 条第 1 号に規定する個人情報には該当しない。

エ また、アドレス A 及びアドレス C には、公園スタジアム課職員が埼玉県知事と連絡を取るために使用している非公開の業務用電子メールアドレスが記載されていることが認められた。

アドレス A 及びアドレス C は公園スタジアム課職員が使用する業務用電子メールアドレスであることから、条例第 10 条第 1 号に規定する個人情報には該当しない。

オ 以上のことから、本件処分に係る不開示情報とされた電子メールアドレスは、全て実施機関が使用する業務用電子メールアドレスであり、本件処分において条例第10条第1号に該当することを理由に不開示としたことは適当ではなく、実施機関は、当該情報の性質を精査し、改めて開示又は不開示の決定をすべきである。

(3) 催事名等の法人不利益性について

ア 当審査会が本件文書をインカメラ審理により見分したところ、本件処分における不開示情報のうち、文書②本文1行目1文字目から8文字目まで、文書③1枚目本文2行目4文字目から10文字目、同本文5行目15文字から29文字目及び同行31文字目から行末まで、文書③2枚目本文1行目1文字目から8文字目まで、文書③3枚目本文7行目15文字から29文字目及び同行31文字目から行末まで、同文書④本文3行目26文字目から36文字目までに他の情報と照合することで特定の法人を識別することができる催事開催日又は催事名の記載が認められた。

イ 実施機関の説明によれば、催事主催者の過去に開催した催事に係る許可条件違反の状況、県内部での報告に関する情報、外部からの評価を公にすることにより、当該催事を主催した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号の規定によって不開示とした。

ウ 当審査会が調査したところ、当該催事主催者への中止要請は聴聞や弁明の機会の付与などの手続きを経ていない事実上の要請行為であり、法令の規定に基づいて行使される不利益処分には該当しない。また、過去に違反のなかった催事主催者にまで中止要請をしていたことから、令和5年6月11日付け「水着撮影会に関する中止要請の撤回について（通知）」による県の指導に基づき、本件指定管理者が当該中止要請を撤回していることを確認した。

当該中止要請が法令の規定に基づかない手続きにより聴聞や弁明の機会の付与もないままに行使された特殊性に鑑みると、当該催事主催者の情報が公にされればあたかも当該催事主催者が不利益処分の対象であるかのような誤解を生じさ

せ、当該法人の信用が毀損されることにより今後の施設利用に支障が生じるなど、当該催事主催者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、当該情報は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(4) 不開示情報の理由の提示方法について

ア 本件部分開示決定通知書及び同別紙では、「開示しない情報」欄に「公開されていない電子メールアドレス」、「県職員以外の氏名、特定の個人を識別できる情報」及び「特定の法人に関する情報、特定の法人を識別することができる情報」について記載があり、「その理由」欄には「開示しない情報」に対応する理由が記載されていた。

本件処分における理由の提示は、本件文書中の不開示情報が開示しない情報及びその理由とする記述のいずれに該当するかを個別具体的に示しているとは認め難く、個々の不開示情報が条例第10条各号の不開示情報のいずれに該当するのかについて、その根拠とともに開示請求者が了知し得るものでないことから理由の提示に不備があると認められる。

イ また、当審査会が本件文書をインカメラ審理により見分したところ、本件処分における不開示情報のうち、文書③1枚目の最終行及び同文書3枚目の最終行に県イントラネットのURLが記載されていることが認められた。

しかしながら、当該不開示情報については、本件部分開示決定通知書及び同別紙にその記述がなく、明らかに理由の提示の不備が認められる。

同様のことは、5(2)ウで指摘した電子メールアドレスに冠された表示名についても言える。

(5) 小括

以上のことから、本件処分は、文書の特定が不十分であることに加え、開示しない情報及びその理由の提示に不備があることから取消しを免れないものと判断する。実施機関は、改めて対象文書を特定し直した上で、開示しない情報及び

その理由を精査し、開示請求に対する処分をすべきである。

(6) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(8) 付言

ア 対象となる公文書の特定に際し、開示請求者との間に齟齬が生じた問題は、本件処分を行うに当たって本件開示請求の趣旨の確認が十分でなかったことが原因であると考えられる。今後、実施機関においては、公文書の特定が適切に行われるよう開示請求されている公文書がいかなるものか、その把握に一層努めるよう求める。

イ 実施機関は、本件処分のうち、部分開示決定をするにあたり、公開されていないメールアドレスが個人情報に該当しないのにも関わらず、条例第10条1号を適用して不開示決定をしたほか、県イントラネットのURL部分については、開示しない情報及びその理由を示さずに不開示としていた。

当審査会が調査したところ、県イントラネット及び各種庁内システムは庁内からの利用に限定されることが前提であるため、仮に外部から通常の手段を超える方法でアクセスされ、セキュリティ対策を突破された場合、県イントラネットURLが明らかとなっていると、庁内システムへの侵入がより容易になるおそれがある。実施機関は、この点を踏まえて、適切に判断すべきである。

今後、実施機関は、公文書の開示請求を受けて不開示決定をする場合については、原則として請求情報を公開すべきと規定する条例の趣旨を踏まえ、適用条項及び不開示理由の該当性について、慎重に精査した上で、個々の不開示情報が条例第10条各号のいずれに該当するのかについて、その根拠とともに開示請求者が了知し得るように理由を提示し、決定すべきである。

(答申に関与した委員の氏名)

原島良成、松村好恵、南木ゆう

審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年 9月12日	諮問（諮問第377号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年11月 8日	審議（第二部会第180回審査会）
令和6年11月22日	実施機関から意見聴取及び審議（第二部会第181回審査会）
令和6年12月17日	審議（第二部会第182回審査会）
令和7年 1月21日	審議（第二部会第183回審査会）
令和7年 2月20日	審議（第二部会第184回審査会）、答申

別表

文書番号	公文書の名称
文書①	令和5年6月11日付、「水着撮影会に関する中止要請の撤回について（通知）」
文書②	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が作成した2023年6月8日付「県営公園における『水着撮影会』について」
文書③	しらこぼと公園における水着撮影会に関する〇〇〇の申し入れについて
文書④	6月11日公園緑地協会へのヒアリング結果